

令和2年度釜石市中小企業優良勤労者表彰実施要領

1. 目的

釜石市内の中小企業に従事する勤労者（法人企業の兼務役員含む）で、多年業務に精励し、顕著な功績を上げた者、または一般の模範として推奨すべき業務、若しくは善行のあった勤労者を表彰し、もって地域産業の振興発展に寄与する事を目的とする。

2. 主催 釜石市、釜石商工会議所、職業訓練法人 釜石職業訓練協会

3. 期日 令和2年11月24日（火）午後3時30分

4. 会場 ホテルサンルート釜石

5. 表彰の基準

釜石市内の中小企業事業所に従事する従業員（法人企業の兼務役員含む）で、次の各項の何れかに該当する者とする。

【特別表彰】

- （1）業務上有益な発明または発見をした者
- （2）災害に際し、危険をかえりみず人命を救助或いは重要な施設・資料を保全した者
- （3）特に優れた技術・技能を有し、競技会等において入賞した者

【永年勤続表彰（同一事業所の業務に精励し、他の模範と認められる者）】

▶永年勤続表彰の区分は、つぎの4段階とする

- ①勤続40年以上を **特号表彰**
- ②勤続30年以上40年未満を **1号表彰**
- ③勤続20年以上30年未満を **2号表彰**
- ④勤続10年以上20年未満を **3号表彰**

※永年勤続表彰の場合、上記勤続年数に達した場合に該当するものとし、同一表彰を二度にわたって受けることはできない。

6. 表彰の推薦手続き

別紙様式による推薦書（様式A：一人別）に必要事項を記入し、申請事業所が所属する業種別組合等の長の推薦を経て申請するか、若しくは、事業所の代表者の推薦により申請する。なお、前項5の特別表彰に該当する場合の表彰の推薦には、推薦書の他に必要な資料（新聞記事等）を添付するものとする。

7. 優良勤労者決定並びに表彰

各主催団体の代表者は、推薦された者のうちから優良従業員を決定し表彰する。

8. 表彰の取消し

被表彰者の推薦書等に不実の記載があることが判明した場合は、ただちに表彰を取り消すものとする。

9. 推薦締め切り 令和2年10月30日（金）（期限厳守）

10. 負担金

負担金として、受賞者1名につき5,000円を事業主でご負担願います。負担金は、表彰決定通知後にご納入下さいますようお願い申し上げます。

※本年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から祝賀会は行いません。ご了承ください。

◎表彰の推薦手続き・お問い合わせ先

釜石商工会議所 総務課 [〒026-0021 釜石市只越町1-4-4 TEL 0193-22-2434 FAX 0193-22-1600]